

令和5年3月23日
港湾局産業港湾課

“みなと”の再編「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」始動！ ～ 臨海部の魅力向上に向けた公共空間のさらなる有効活用を図ります ～

国土交通省は、人々が集い、海に親しむことができる空間である“みなと”の魅力を最大限に引き出し、人と地域が躍動する取組を「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」と名付け、臨海部の魅力向上に向けた公共空間のさらなる有効活用に取り組みます。

- 全国津々浦々には、様々な特色（文化・歴史、自然環境、景観など）や魅力を持つ“みなと”があり、行政や市民、企業、NPO等の様々な関係者の連携・協働により、地域の魅力をさらに引き出すことが地域の活性化のために重要です。
- 昨年12月には、公民連携による賑わい空間を創出するための制度として、港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と公共還元して緑地等の再整備等を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の貸付けを可能とする認定制度が創設されました。
【制度概要】https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000105.html
- 今後、本制度をはじめ臨海部の魅力向上に向けた公共空間の有効活用を図るため、国土交通省では人と地域が躍動するみなとの地域振興を後押しするための相談窓口を港湾局内に開設し、「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」を始動します。

【「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」よろず相談窓口】

連絡先：国土交通省港湾局 産業港湾課 hqt-ppp_pfi_port@gxb.mlit.go.jp

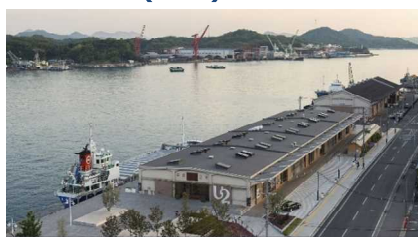
相談内容：支援制度に関すること、海やみなとの利用に関すること、
その他、みなとの地域振興に関すること

「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」の取組事例

賑わい交流拠点の整備



港湾施設(上屋)のリノベーション



港湾施設(防波堤)の多目的利用



【添付資料】

- 別紙1 「命を振るう みなとの地域振興プロジェクト」について
- 別紙2 ひとつがっどい、つながる、みなとづくり事例集

【お問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 産業港湾課 官民連携推進室 池町、渡邊
TEL：03-5253-8111(内線46431、46864)、03-5253-8673(直通)